

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年2月13日（令和7年（行情）諮詢第210号）

答申日：令和8年1月19日（令和7年度（行情）答申第804号）

事件名：平成31年執務参考資料集及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月4日付け防官文第22778号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### (1) 審査請求書

ア ないしき (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する方法がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

##### (2) 意見書

(略)

### 第3 謝問序の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和6年10月4日付け防官文第22778号により、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 審査請求人の主張について

(1) ないし (4) (略)

(5) 審査請求人は、(略)「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(6) (略)

(7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年2月13日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月15日  | 審議            |
| ④ 令和8年1月13日 | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、開示請求文言から平成31年執務参考資料集及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の全てを求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書は、本件対象文書の外には存在しない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文

書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

平成31年執務参考資料集、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

2 本件対象文書

平成31年執務参考資料集 防衛省